

鳥取県自治会等への 男女共同参画促進奨励金

地域の中で、女性の意見や様々な視点をもっと活かしてみませんか。
地域における男女共同参画の取組を応援するため、女性役員の増加などを進める自治会等に奨励金を支給します。



自治会等とは	町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(名称の例:自治会、町内会、町会、区会、区 等)。
役員とは	自治会等における総会等において選出され、自治会等の運営、意思決定等に参画する者。
支給の要件	申請時に、以下(1)～(4)のいずれにも該当する自治会等に、予算の範囲内で奨励金を支給します。 (1)自治会等の規約等において、役員への女性の登用が規定されていること。 (2)自治会等の会長に相当する役職に女性が就任していること。 (3)上記(1)、(2)のいずれか又は両方を申請期間中に新たに実施していること。 (4)これまでにこの奨励金の支給を受けていないこと。
支給限度額	1団体あたり30,000円
申請方法	鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金支給申請書(様式第1号)に以下(1)～(3)の書類を添えて、鳥取県男女協働未来創造本部県民運動課に提出してください。 (1)申請時における規約の写し (2)自治会等の会長に相当する役職に女性が就任していることを証する書類 (3)前各号のほか、県民運動課長が必要と認める書類
申請期間	当該年度の4月1日から翌年3月10日まで。 ただし、3月1日から3月31日までの間に支給の要件を満たした場合は、翌年度の5月31日までに申請を行うことができる。

※申請者が不実の記載をした場合は、奨励金を支給しないものとします。

お問い合わせ

鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課
〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心内
電話 0858-22-6698 ✉ kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp

鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金支給申請書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 住所
団体名
代表者名

鳥取県自治会等への男女共同参画促進奨励金の支給を受けたいので、以下のとおり申請します。

1 希望支払金融機関	金融機関名						
	支店名		支店コード				
	口座の種類						
	口座番号						
	フリガナ						
	口座名義人						
	名義人電話番号						
2 添付書類	①申請時における規約の写し ②自治会等の会長に相当する役職に女性が就任したことを証する書類 ③前各号のほか、県民運動課長が必要と認める書類						